産学公連携グループ共同研究支援事業　公募要領

１．事業の目的

京都の優位性を生かし、次代の京都産業を牽引するウエルネス（健康創出）産業を振興・育成するため産学公連携で組織された京都ウエルネス産業コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」と言う。）において、ウエルネスを研究テーマとする産学公連携グループを対象に資金支援をすることにより、研究開発プロジェクトや事業化へのステップアップを支援することを目的とする。

２．事業の対象分野

統合医療に関する分野
健康産業を支援する医療機器製造に関する分野
京都の資源を活用した健康産業に関する分野

３．支援金額

・１グループあたり、２００万円以内（ただし、大学への支援は１００万円を上限）で、同額以上の自己負担が必要（２件程度を採択予定）

４．対象経費

活動に必要な経費（飲食費、５０万円以上の設備機器購入費は対象外。また、支援のうち大学の研究経費はＪＳＴからの委託による支援となり別途定めがあります。）

５．支援期間

採択決定の日から平成２０年3月３１日まで

６．応募資格

対象分野において、京都の優位性を生かした新たな事業開拓や新産業創出を目指す研究開発プロジェクトの実施に向けて、可能性調査等を実施しようとする産学連携グループのうち、次のすべての条件を満たすもののみ行えます。

① 京都府内が活動の拠点であり、継続的に活動が行われるものであること
② コンソーシアムに参画する大学*が参加するものであること
③ 京都府内に本社を置く中小企業が構成員となっているものであること
④ 構成員である中小企業及び大学が、同一のテーマで国等の公的な資金援助（コンソーシアムのウエルネスベンチャー事業化支援事業、府の中小企業研究開発等応援事業、（財）京都産業２１の環境産業等産学公研究開発支援事業を含む。）を受けていないものであること

＊コンソーシアム参画大学
京都学園大学、京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都大学、京都府立大学、京都府立医科大学、京都薬科大学、同志社大学、同志社女子大学、明治鍼灸大学

７．応募手続

グループを組織する京都府内の中小企業の代表者が応募のこと

【応募書類】(1) 応募申込書
(2) 企画提案書（目的、事業内容、効果等）
(3) 収支計画書
(4) 産学公連携グループ（研究会）名簿

８．応募受付期間

平成１９年１０月１８日（木）～１１月８日（木）　　＊午後５時必着

９．審査方法

コンソーシアムにおいて審査会を設置して決定（必要に応じてヒアリングを実施）

10．審査基準

審査会では、以下の評価基準により(1)に最も重点を置いて審査します。

(1) 事業終了後の事業化可能性の評価・他事業への橋渡し可能性
事業の成果が実用化につながるのか審査します。

(2) 提案事業内容の評価
提案内容が、京都地域のウエルネス産業振興に寄与するものであるか審査します。

(3) 地域への波及効果の評価
事業の成果が新たな価値観の創造や市場創出につながるのか審査します。

11．審査結果の通知

審査結果は、１１月中旬以降、コンソーシアム事務局から文書で提案者に通知します。

12．研究成果の報告

事業終了後、速やかに活動報告書（成果報告）、決算報告書等を提出

13．知的財産権の帰属

特許等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、以下の３項目を遵守していただくことを条件にグループの所有となります。

(1) 知的財産権に関して出願した場合、速やかにコンソーシアム事務局に報告すること。
なお、出願人はグループの代表者でなくてもさしつかえありません。

(2) 事業終了後 5 年以内に知的財産権等において収益が生じた場合は、支援金額を上限として、その収益の 1/3 を収益納付すること

(3) 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、事務局が特に必要があると要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと

＊大学の持分については、産業技術力強化法第１９条に基づき大学に帰属します。

14．その他

採択決定通知を受けた後、活動内容の変更または中止する場合は、事前にコンソーシアムの承認が必要。中止の場合は助成金の返還を求める場合もあります。

【応募・問い合せ先】

京都ウエルネス産業コンソーシアム事務局

○ 財団法人京都産業２１連携推進部　産学公・ベンチャー支援グループ
〒600‐8813　京都市下京区中堂寺南町 134
TEL 075-315-9425　FAX 075-323-5211

○ 京都府商工部産業支援室　産学公・新産業推進チーム
〒602‐8570　京都市上京区下立売通新町西入
TEL 075-414-4849　FAX 075-414-4842